

職業安定分科会(第 202 回)	資料4-1
令和6年1月 12 日	

令和 6 年能登半島地震に伴う雇用調整助成 金の特例（1 月 11 日報道発表資料）

報道関係者 各位

令和6年1月11日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長 佐々木 菜々子

課長補佐 伊藤 宏之

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5330)

(直通電話)03(3502)1718

令和6年能登半島地震に伴う雇用調整助成金の特例を実施します

厚生労働省では、令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、下記のとおり雇用調整助成金の特例措置を講じます。

1 要件緩和

(1) 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

通常、販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近3か月の月平均値が、前年同期と比べ10%以上減少している事業所であることを必要としています。この比較期間を最近1か月とします。

(2) 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

(3) 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

通常、生産指標を前年同期と比較するため、雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主は対象となりませんが、本特例においては、令和6年1月1日時点において事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

その場合、(1)の生産指標は地震発生前の指標と比較します。

2 計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業、教育訓練（以下「休業等」という。）又は出向を行うに当たり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年1月1日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。

3 特例対象期間

令和6年1月1日から令和6年6月30日の間に開始した休業等又は出向が対象となります。

【参考資料】

雇用調整助成金の制度概要

雇用調整助成金の概要

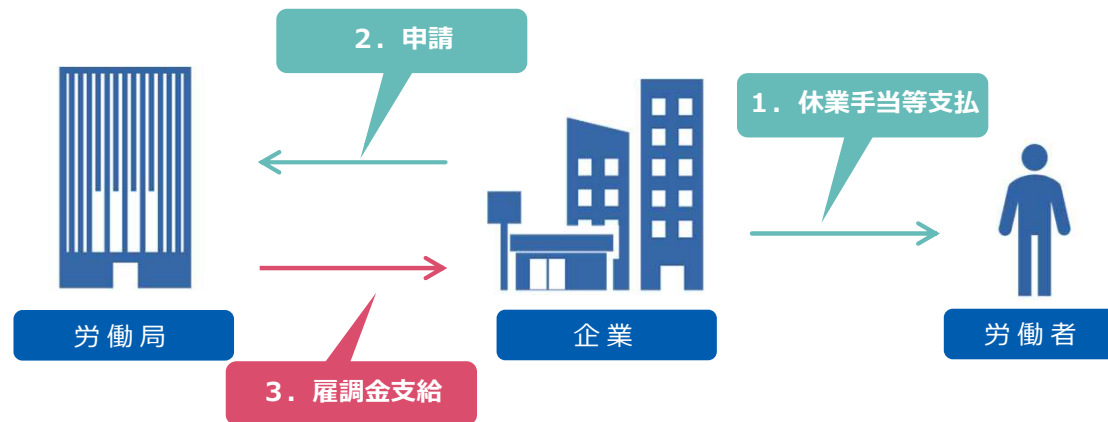
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、**労働者の雇用の維持**を図った場合に、**休業手当等の一部を助成する制度**。（財源は雇用保険二事業）

助成内容

	助成率	日額上限額
中小企業	2 / 3	8,490円
大企業	1 / 2	8,490円

※ 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、訓練費を支給（1人1日当たり1,200円）

※ 日額上限額は雇用保険基本手当日額の最高額（令和5年8月1日現在）



【支給対象事業主】

- ・雇用保険適用事業所

【支給対象労働者】

- ・雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）

【要件】

- ・当該事業主の生産指標の最近3か月間の月平均値が前年同期との比較で10%以上低下（生産量要件）⇒ [本特例] 1か月に短縮
- ・雇用保険被保険者数等が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと（雇用量要件）⇒ [本特例] 撤廃
- ・過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して一年を超えていること（クーリング要件）
- ・休業等の実施日の延日数が、所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること（休業等規模要件）
- ・時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと（残業相殺）等

【支給限度日数】

- ・1年100日、3年150日